

個人都民税の寄附金税額控除に係る事務処理についてのお願い

事務処理の詳細は[こちら](#)をご覧ください

<寄附者の方への周知について>

寄附者の方が個人都民税の寄附金税額控除を受けるには、次の2点を踏まえ、所得税の確定申告を行う必要があります。

- 1 確定申告書を正確に記載すること。
- 2 確定申告書に領収証書等を添付すること。

寄附金を受領する団体の皆様におかれましては、この2点について寄附者の方に周知していただけますよう、よろしくお願いいたします。

- (1) 個人都民税の寄附金税額控除及び確定申告書の記載方法については、下記の東京都主税局ホームページをご案内ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

東京都主税局

検索 

- (2) 所得税に関すること、確定申告書の提出については、下記のホームページをご案内ください。

<http://www.nta.go.jp/>

国税庁

検索 

<領収書・受領証の交付について>

確定申告書への添付が必要となりますので、領収書・受領証、「特定公益増進法人等である旨の証明書」、「税額控除に係る証明書」の写しを、寄附者の方に交付して下さるようお願いいたします。

ア 領収書・受領証の交付について

[様式1](#)、[記載例1](#)を参考し、領収証・受領証の交付をお願いします。

イ 「特定公益増進法人である旨の証明書」又は「税額控除に係る証明書」の写しの交付について（貴団体が次の（ア）～（ウ）の法人に該当する場合）

「特定公益増進法人である旨の証明書」又は「税額控除に係る証明書」の写しの交付をお願いします。

- (ア) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (イ) 私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人
- (ウ) 特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人

寄附金税額控除についてお問い合わせの多いご質問は[こちら](#)をご参照ください。